

応募書類作成要領(橋梁)

1. 応募に必要な書類

応募にあたっては、以下の資料提出が必要となる。様式については、一般財団法人橋梁調査会のホームページよりダウンロードすることができる。応募書類に使用する言語は日本語とする。やむを得ず他国の資料を提出する場合は、日本語で解説を加えること。

【 提出資料 】

- ① 「橋梁の点検支援技術」申請書
- ② 添付資料（任意）

※提出資料①申請書はA4版とする。②添付資料は原則A4版とするが、パンフレット等でA4版では判読できない等の不都合が生じる場合は、この限りではない。また、②添付資料には通し番号を付与すること。

※選定にあたって新たに必要な資料の提出等を、応募者に求めることがある。

(1) Eメールでの提出の場合

すべての資料をPDFに変換し①、②ごとにファイルを作成（ファイル名の頭に①、②を記載）し送信すること。また、①についてはExcelファイルも送信すること。（ファイル名に会社名_技術名を記載）

(2) 郵送・持参による提出の場合

①、②はまとめて1部とし、左上角をクリップ等で留め1部提出すること。また、①、②に加え、以下③を1部提出すること。
 ③電子データ（①、②の各電子ファイル（PDFに変換）①のオリジナルデータ（Excelファイル）を収めたCD-R）・・・1式

2. 各資料の作成要領

(1) 「橋梁の点検支援技術」申請書

1) 応募者は、以下の3つの条件を満足するものとする。

- ① 応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」または「法人」であること。
- ② 応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」及び「法人」であること。

なお、行政機関^{※1}、特殊法人（株式会社を除く）、公益財団法人、公益社団法人及び大学法人等については、自ら応募者とはなれないが、共同研究者として応募することができるものとする。また、共同研究者がいる場合は、応募に際して共同研究者の同意を得ていること。

^{※1} 「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

③ 予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

応募書類の提出先は、「一般財団法人 橋梁調査会 橋梁点検支援技術担当 宛」とする。

公募要領の4. 応募方法 (2) 資料提出先 を参照のこと。

- 2) 「技術名称」は30字以内でその技術の内容及び特色が容易に理解できるものとすること。
- 3) 「応募者（法人名）」が複数の場合、当該欄に列記する。共同開発者がいる場合は、共同開発者と明記し、名称を記入する。

代表窓口担当者名（選定結果通知先等）については、応募にあたっての事務窓口・連絡担当者1名の氏名、所属、所在地および連絡先を記入すること。なお、応募者が複数の場合は、選定結果の通知は、代表窓口担当者に送付する。

- 4) 対応するリクワイアメントに○を付けること。
- 5) 「技術の概要」を200字程度で簡潔に記入すること。
- 6) 技術の詳細は、以下の項目に従って記入すること。^⑬については必要に応じて資料を添付するものとする。記載の際には、公募要領の11. 参考資料 5) 点検支援技術性能カタログを参考にすること。

①当該技術の特徴

応募技術の特徴を箇条書きで簡潔に記入すること。

少なくとも、何をする技術か、機器の構成、機器の形式（飛行型、据置型、人力型等）、計測するタイミング等を記入すること。その際、技術の外観や活用の様子が分かる写真や図を添付すること。併せて、計測結果の活用について、得られたデータから何がわかるのか記載すること。また、必要であれば、参考資料を添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。

②「対象の部位・部材」

応募技術により、状態の把握が可能となる部位・部材の名称について、箇条書きで簡潔に記入すること。なお、必要であれば、参考資料を添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。橋梁定期点検要領(P10 5. 状態の把握)を参照して、「鋼橋」、「Co橋」、「鋼橋／Co橋」のいずれかを最初に記載した上で、部位・部材区分に記載されている名称を使用すること。なお、当該部位すべてではなく、一部分のみに適用可能な場合は、その旨を記載すること。

③「対象の損傷」

応募技術により、状態の把握が可能となる損傷の種類について記入すること。（当該損傷の一部のみに適用可能な場合は、その旨を記載する）橋梁定期点検要領(P10 5. 状態の把握)を参照し、26種類の損傷名称（①腐食～⑯洗堀）を使用すること。

規定された損傷を直接検出する技術ではない場合は「一」を記載する。なお、必要であれば、参考資料を添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。

④「計測項目（計測する物理量など）」

計測する物理量（加速度など）を記載する。画像から判断するものは、「画像（静止画／動画）」「画像（静止画）」「画像（動画）」のいずれかを記載すること。必ずしも計測す

る技術ではない場合は、「一」を記載する。

⑤応募技術の検出原理

検出又は計測の原理及びプロセスの概要を記載すること。

- ・何の検出原理によりどのように計測し、計測値を得るのか
- ・主たる計測機材は何か
- ・計測値から導出（計算・解析等の結果）される物理量がある場合、物理量の名称とその導出方法を記載する

⑥応募技術を使用する場合の条件（注意）など

応募技術を使用する現場の条件、あるいは使用する場合の注意点等があれば、箇条書きで具体的に記入すること。また、応募技術を現場で使用する場合の作業状況が判る写真、模式図、図面等があれば、参照資料として添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。なお、現場作業時に特別な設備や装置または資格等が必要な場合は、それらがわかるような図を必ず添付資料に含めること。

⑦ 点検の合理化・活用の効果

従来の近接目視による状態の把握及び健全性の診断に比べ、応募技術を使用することで合理化される内容、期待される効果を箇条書きで簡潔に記入すること。

⑧ 概略費用（調査費用、機械経費、その他費用）

点検対象橋梁の種類や規模を想定した上で、応募技術に係る調査費用・機械経費・その他の費用を記入すること。調査費用は、外業（現場作業）と内業（机上作業）に分けて記入すること。内業には「計測データの整理」「計測結果の解析」「報告書作成」を含むものとする。

⑨ 検証方法・実施手順

応募技術の効果等を検証するための方法、検証の実施手順を記入すること。

⑩ 技術開発の取組

NETIS（新技術情報提供システム）への登録について記入すること。登録している場合は、NETIS番号を記入すること。

⑪ 特許等取得情報

特許等取得情報は、応募技術の実施に必要な特許等の情報に関して、該当する部分の□にチェックのうえ、取得している場合は取得年を記入すること。また、実用新案登録が行われている場合は、登録番号および取得年を記入すること。

⑫ 実績（参考）

応募技術のこれまでの実績件数をそれぞれの発注機関毎に記入すること。なお、この項目は参考として使用するものとし、選定・評価に影響はないものとする。

⑬ 添付資料一覧

添付する資料名を本様式に記入すること。なお、以下の添付資料-1は応募技術のパンフレット等を作成している場合は添付すること。添付資料-2は該当する場合、必ず添付すること。添付できない場合は、その理由を添付資料名の欄に記入すること。

- ・添付資料-1：応募技術のパンフレット（参考）
- ・添付資料-2：特許等を取得している場合、公開特許公報のフロントページ（特許番号、発明の名称が記載されているページ）のみコピーすること。

上記添付資料も含め、応募する際の各添付資料の枚数は A4版各10枚（パンフレット等で片面コピーでは機能が維持できない場合を除き片面コピーを原則とする）程度とする。なお、各添付資料の先頭に表中の添付資料番号（例：添付資料-1）をつけること。ただし、添付資料-1～2の中で該当する資料がない場合で、その他の資料を添付する場合は、添付資料-3から順に添付資料番号をつけるものとし、添付資料番号を繰り上げないこと。

(4) 添付資料（任意）

その他応募技術の説明に必要な資料があれば、添付すること。